



令和7年度（令和6年度実施）高知県公立学校 任期付教員採用候補者特別選考審査募集要項

令和7年1月15日

高知県教育長

この選考審査は、高知県公立学校任期付教員として、令和7年度（令和6年度実施）候補者を選考するための資料を充足することを目的に実施します。

受付期間 令和7年1月17日(金)9時から令和7年1月27日(月)17時15分まで

各種の申請に係る提出書類を郵送する場合は、令和7年1月29日（水）までに届いたものに限り、受け付けます。

審査日 令和7年2月8日(土)

名簿登載者発表 令和7年2月21日(金)

【申込先・問い合わせ先】

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52（高知県庁西庁舎2階）

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当 TEL 088-821-4903

教職員・福利課ホームページアドレス <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/>

1 審査の対象となる校種・職種及び教科等

校種・職種	教科	採用予定数
中学校教諭	国語	4名程度
	数学	1名程度
	理科	2名程度
	音楽	1名程度
	英語	5名程度
小学校・中学校 養護教諭		10名程度
特別支援学校小学部教諭		3名程度

2 受審資格

次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者とします。

- (1) 受審する校種・教科等に応じ、次の①から③までに定める普通免許状（ただし、令和7年4月1日時点で有効な普通免許状※とする。以下同じ。）のいずれかを有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者
※ 教員免許更新制において、直近の修了確認期限又は有効期間の満了の日が令和4年7月1日となっている場合、もしくは令和4年6月30日時点で旧免許状が休眠状態となっている場合、又は令和4年7月1日以降に新しく免許を取得している場合。
 - ① 中学校教諭：中学校教諭の普通免許状（該当教科）
 - ② 小・中学校養護教諭：養護教諭の普通免許状
 - ③ 特別支援学校小学部教諭：次のアとイの両方の免許状
ア 特別支援学校教諭又は盲学校教諭、聾学校教諭若しくは養護学校教諭の普通免許状
イ 小学校教諭の普通免許状
- (2) 昭和39年4月2日以降に生まれた者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者
- (4) 出願時に任期付教員の名簿登載者でない者

3 出願(申込み)の手続

「出願(申込み)」は、高知県教育委員会事務局教職員・福利課（以下「教職員・福利課」という。）のホームページから「高知県職員採用試験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

パソコンやスマートフォンでインターネットに接続することができない方は、令和7年1月24日（金）までに教職員・福利課に電話で問い合わせてください。

① 出願受付期間

令和7年1月17日（金）9時から令和7年1月27日（月）17時15分まで

※ ⑥に掲げる提出書類を郵送する場合は、令和7年1月29日（水）までに届いたものに限り、受け付けます。

② 出願は、「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。

「事前登録」を行い、ID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして「本申込み」を行ってください。ID番号とパスワードは受審番号の確認等、以後の手続きにも必要ですので、必ず控えておいてください。

③ 「本申込み」は、申込書の登録、証明写真データの登録まで済ませて完了となります。

「本申込み」が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に教職員・福利課へ問い合わせてください。

④ 出願の流れは教職員・福利課のホームページにより詳細なものを掲載していますので、確認してください。

申込方法等に関するお問い合わせは、受付期間中の8時30分から17時15分まで受け付けます（ただし、12時から13時までの時間帯並びに土曜日、日曜日、祝日を除く。）。

⑤ 受付期間内に「本申込み」が完了しなかった場合は、受審できません。

受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが込み合う恐れがありますので、余裕を持って申込みを行ってください。なお、使用される機器や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

⑥ 提出書類

①自己評価書 ②申告書

※ 上の①、②の書類は全ての受審者が提出する書類です。未提出者は受審できません。

③加点申請書

加点の申請をする場合は、加点申請書を出願受付期間内に⑦の提出先に郵送又は持参してください。（提出された書類等は返却しません。）

※ 申請の条件については、「7特定の資格等による加点」で確認してください。

⑦ 提出書類の受付

提出先 〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52（高知県庁西庁舎2階）
 高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当
 郵送の場合は、封筒表に受審する『校種・職種・教科』及び『採用審査に係る申請書在中』と朱書してください。郵便事故に対応するため、簡易書留による郵送を推奨します。**宅配便は不可**とします。

⑧ 受審票の交付

受審票は、令和7年2月5日（水）に交付を予定しています。交付の際は、登録されたメールアドレス宛に「受審票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受審票をダウンロードして**A4サイズ**の用紙に印刷してください。

なお、2月6日（木）までに電子メールが届かない場合は、教職員・福利課へ問い合わせてください。

印刷した受審票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、受審者本人が署名して受審の際に必ず持参してください。受審票を忘れた者は、受審できない場合がございますので注意してください。

4 審査

(1) 審査日時

令和7年2月8日（土）

(2) 審査内容

準 備	・当日の準備時間に示された口述・口頭試問課題に基づき、当該授業を実施することを想定して、当該授業の構成や考え方を準備（メモ作成等）する。		30 分
面 接 審 査	口 述 ・ 口 頭 試 問	・ 準備した内容について <u>口述する</u> 。 ・ 口頭試問を行う。	25 分
	個 別 面 接	・ 人物、教養、適性、社会性、専門性等について審査する。	

(3) 審査会場

高知県立高知東工業高等学校（南国市篠原 1590 番地）

(4) 集合時間

受審票の交付と共にシステムのメッセージで詳細をお知らせします。

(5) 携帯品

受審票、筆記用具

5 審査の配点

口述・口頭試問	面接審査	合計
100 点	200 点	300 点

6 受審時の主な注意事項

- 審査会場の敷地内は、全面禁煙です。
- 審査会場内での安全確保のため、審査会場へは、受審者の送迎を含め、バイク、車の乗り入れを禁止します。**また近隣の住民の迷惑になりますので、周辺（周辺の公道や店舗等を含む。）への無断駐車や送迎のための審査会場近隣での一時的な駐車もご遠慮ください。**（無断駐車が判明した場合、審査中でも車の移動をしてもらいます。）ただし、障害のある者で、車での送迎等、特別な配慮を希望される場合に限り、車の乗り入れを認めますので、希望する場合は、教職員・福利課（088-821-4903）までご連絡ください。

- (3) 会場は土足厳禁です。上履きを持参してください。
- (4) 審査会場のゴミ箱は利用できませんので、各自が必ずゴミを持ち帰ってください。
- (5) 審査の際は、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の情報端末の使用を禁止します。
- (6) 審査当日の欠席・遅刻等の連絡は、教職員・福利課及び審査会場ではなく、090-4978-4903(教職員・福利課携帯)にお電話ください。

7 特定の資格等による加点

加点制度とは、次の「(1) 加点対象とする資格等」の①から⑫までのいずれかに該当し、その資格や実績を申請した者に対して、特定の資格や実績についてそれぞれ点数を定め、審査項目の合計点に加点するものです。ただし、加点は、**提出書類の受付期間内に、「加点申請書」とともに、「(2) 申請に必要な書類等」の資格証明書又は実績の証明ができる書類が提出された場合に限り対象**とし、取得見込みの場合は、申請できません。なお、複数の申請の場合については、加点の合計の上限を（60 点）とします。

(1) 加点対象とする資格等

- ① 司書又は司書教諭の資格（5 点加点）
- ② 臨床心理士の資格（30 点加点）
- ③ 特別支援学校教諭受審者は、手話通訳士（厚生労働大臣認定）の資格（15 点加点）
- ④ 小学校教諭受審者は、次のア・イのいずれか 1 つについて申請ができます。ウ・エについてはいずれも申請することができます。
 - ア 中学校教諭の普通免許状（英語）（20 点加点）
 - イ 中学校教諭の普通免許状（英語以外）（10 点加点）
 - ウ 2 年以上の ALT（外国語指導助手（英語））の経験者（20 点加点）
 - エ 海外大学又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2 年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者（20 点加点）
- ⑤ 中学校教諭受審者は、次のア・イのいずれも申請できます（両方に該当しても可）。
 - ア 中学校教諭の普通免許状（1 つ以上の他教科）（10 点加点）
 - イ 小学校教諭の普通免許状（10 点加点）
- ⑥ 特別支援学校教諭又は盲学校教諭、聾学校教諭若しくは養護学校教諭の普通免許状（10 点加点）
- ⑦ 英語に関する資格（次表の**ア**から**オ**までのいずれか 1 つについて申請ができます。）

対象者	英語に関する検定等	加点
中学校教諭、特別支援学校中学部・高等部教諭の英語の受審者	ア 英検 1 級合格者、TOEFL iBT95 点以上取得者又は TOEIC945 点以上取得者	20 点
	イ 英検準 1 級合格者、TOEFL iBT72 点以上取得者又は TOEIC785 点以上取得者	10 点
小学校教諭、特別支援学校小学部教諭の受審者	ウ 英検準 1 級以上合格者、TOEFL iBT72 点以上取得者又は TOEIC785 点以上取得者	20 点
	エ 英検 2 級合格者、TOEFL iBT42 点以上取得者又は TOEIC550 点以上取得者	10 点
上記以外の受審者	オ 英検準 1 級以上合格者、TOEFL iBT72 点以上取得者又は TOEIC785 点以上取得者	15 点

※英検＝(公財)日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定、TOEFL＝国際教育交換協議会が実施する TOEFL（ITP は除く。）、TOEIC＝(一財)国際ビジネスコミュニケーション協会が実施する TOEIC（IP テストは除く。）

※TOEFL 及び TOEIC については、令和 4 年 7 月以降の取得に限る。

- ⑧ スポーツの実績（次の**ア**から**ウ**までのいずれか 1 つについて申請ができます。）
 - ア** 高等学校卒業以降、オリンピック大会（又はパラリンピック）、世界選手権（又は世界選手権に相当する障害者の大会）に日本代表として出場（30 点加点）
 - イ** 高等学校卒業以降、アジア大会（又はアジア大会に相当する障害者の大会）に日本代表として出場（20 点加点）
 - ウ** 高等学校卒業以降、国民体育大会で入賞（10 点加点）
- ⑨ 中学校教諭の保健体育の受審者は、剣道、柔道及び相撲のうちの 1 つ以上について三段以上の段位取得者（5 点加点）
 - ※段位については、柔道は(公財)講道館、剣道は(一財)全日本剣道連盟、相撲は(公財)日本相撲連盟からそれぞれ授与されたものに限りです。
- ⑩ 小学校教諭又は中学校教諭の理科の受審者については、理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー：（以下「CST」という。））養成拠点構築プログラムを修了した者（20 点加点）
- ⑪ IB（国際バカロレア）教員資格認定者については、次の**ア・イ**のいずれか 1 つの申請ができます。
 - ア** IB ACTL（15 点加点）
 - イ** IB CTL（10 点加点）
- ⑫ 平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 10 年間のうち、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づ

く、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「日系社会青年ボランティア」、「シニア日系社会ボランティア」として、2年の任期を満了する派遣経験者（15点加点）

(2) 申請に必要な書類等

加点申請する場合は、加点申請書とともに、以下に示すそれぞれの資格等の証明に係る証拠書類を出願（申込み）受付期間内に提出してください。

- ※ ①、②、③及び⑨の資格に係る加点申請は、それぞれの資格証明書等のコピーを提出してください。
- ※ ④及び⑤**ア・イ**及び⑥の免許に係る加点申請は、受審校種・教科を含め、加点申請に係る免許状のコピーを提出してください。
- ※ ④**ウ**の加点申請は、ALT（外国語指導助手（英語））として勤務した期間を証明できる書類のコピーを提出してください。
- ※ ④**エ**の加点申請は、国際協力機構の発行する「派遣証明書」又は海外留学歴と期間を証明できる書類、在外教育施設等での勤務実績と期間を証明できる書類のコピーをそれぞれ提出してください。
- ※ ⑦の加点申請は、実用英語技能検定の合格証のコピー、TOEFL得点証明書又はTOEIC得点証明書のコピーを提出してください。
- ※ ⑧の加点申請は、本人の実績であることが特定できる証明書等のコピーを提出してください。
- ※ ⑩の加点申請は、理数系教員（CST）養成拠点構築プログラムの修了証又は認定証のコピーを提出してください。
- ※ ⑪の加点申請は、資格認定証等のコピーを提出してください。
- ※ ⑫の加点申請は、国際協力機構の発行する「派遣証明書」のコピーを提出してください。

8 選考審査結果の情報提供

選考審査の受審者は、教職員・福利課への郵送又は口頭により、選考審査結果の情報提供を申し出ることができます。

(1) 申出期間

審査結果を本人に通知する文書において別途指定する日から1週間

(2) 申出方法

① 郵送による場合

必要事項を記入した「選考審査結果情報提供申出書（教職員・福利課のホームページに様式を掲載）」、受審番号が交付された「受審票」及びあて先を記入した返信用封筒（定形、縦14～23.5cm×横9～12cm）に460円切手（簡易書留相当分）を貼り、これらを同封し、教職員・福利課に郵送してください。

② 口頭による場合

教職員・福利課の窓口で、必要事項を記入した「選考審査結果情報提供申出書」及び受審番号が交付された「受審票」を提示のうえ、口頭による開示請求であることを申し出てください。ただし、電話による申し出はできません。

なお、上記(1)の申出期間中の土日祝日を除き、8時30分から17時15分まで（ただし、12時から13時までの時間帯は除きます。）受け付けます。

9 その他の留意事項

- (1) 出願（申込み）内容及び提出書類等において虚偽の内容があったときや、教員としてふさわしくない事実があるときは、任期付教員名簿に登載となった場合でも任期付教員名簿登載を取り消し、採用しないことがあります。
- (2) 任期付教員名簿に登載された者は、指定する日までに健康診断書（所定用紙）を提出することが必要です。健康上の理由によりその職に耐えられないと認められる場合や、指定する日までに健康診断書が提出されない場合は、任期付教員名簿に登載された者であっても、採用されないことがあります。
- (3) 勤務条件等については、別紙「勤務条件等の概要」を参照ください。